

「被虐待児」「ひとり親家庭」「障害児」等への支援において、専門的対応ができる支援体制を整備するとともに、市民が、ある時には積極的に、ある時にはあたたかく見守ることによって、社会全体で支援することを目指します。

＜調布市子ども条例第6条・15条関連＞

調布市では、「調布っ子すこやかプラン（調布市次世代育成支援行動計画）」に基づき、虐待や障害、ひとり親家庭等、特別な配慮が必要な子どもと、その保護者等に対する支援を行ってきました。次世代育成支援行動計画の計画期間終了（平成26年度末）後、これらの支援について、子ども・子育て支援事業計画へと継承し、引き続き実施します。

1 要保護児童に関する支援

(1) 要保護児童²⁵(児童虐待防止)対策の充実

児童虐待防止センターを調布市子ども家庭支援センターすこやか内に置き、児童虐待に関する相談を専用電話窓口（虐待防止ホットライン）・来所・訪問で受け付けています。「調布市要保護児童対策地域協議会」では、関係機関がケースごとにきめ細かい対応を行えるよう、関係機関の連携を強化します。健康推進課（調布市文化会館たづくり西館保健センター）では保育付で母親だけでグループワークを開催し、子育ての大変さに寄り添う支援を行うことで児童虐待防止を図っています。DV（配偶者暴力）に関する相談は、調布市民プラザあくろす男女共同参画推進センターでも受け付けています。また、「調布市児童虐待防止マニュアル²⁶」を策定し、保育園、幼稚園等の関係機関へと配布しています。

²⁵要保護児童：要保護児童（保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童，児童福祉法第6条の3）であり，虐待を受けた子どもに限られず，非行児童等も含まれる。

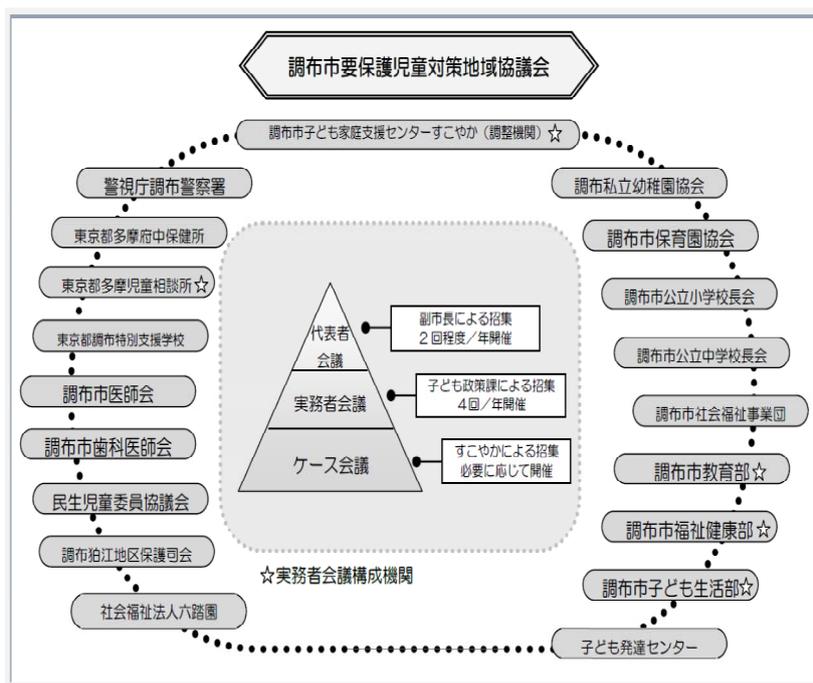
²⁶調布市児童虐待防止マニュアル：平成17年度策定。内容詳細については資料編21ページ参照。

(2) 調布市要保護児童対策地域協議会

虐待を受けている子どもや、さまざまな問題を抱えている要保護児童の早期発見や適切な保護等を図るために、地域の関係機関が子ども等に関する情報等を共有し、連携と協力により適切な支援を行う児童福祉法に規定されている協議会。(平成19年2月9日に設置)

<主な業務>

代表者会議	地域協議会の構成員の代表者による会議(年1~2回開催)
実務者会議	実際に活動する実務者から構成される会議(年4回開催)
ケース会議	要保護児童等に関わりを持っている担当者や、今後関わりを有する可能性のある関係者等の担当者による会議(随時開催)



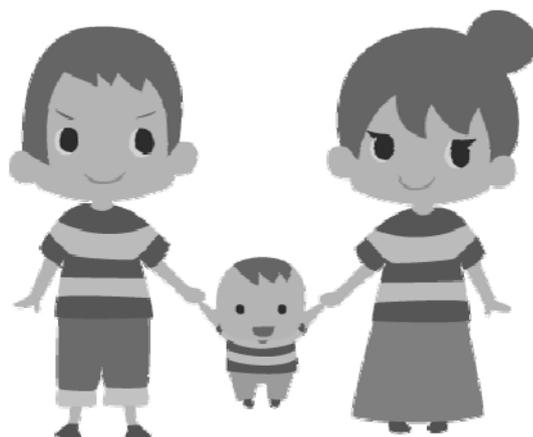
地域協議会においては、地域の関係機関等が子どもやその家庭に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくこととなるため、以下のような利点があります。

① 要保護児童等を早期に発見することができる。
② 要保護児童等に対し、迅速に支援を開始することができる。
③ 各関係機関等が連携を取り合うことで情報の共有化が図られる。
④ 情報の共有化を通じて、それぞれの関係機関等の中で、それぞれの役割分担について共通の理解を得ることができる。
⑤ 関係機関等の役割分担を通じて、それぞれの機関が責任をもって関わることのできる体制づくりができる。
⑥ 情報の共有化を通じて、関係機関等が同一の認識の下に、役割分担しながら支援を行うため、支援を受ける家庭にとってより良い支援が受けられやすくなる。
⑦ 関係機関等が分担をしあって個別の事例に関わることで、それぞれの機関の限界や大変さを分かち合うことができる。

「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」厚生労働省

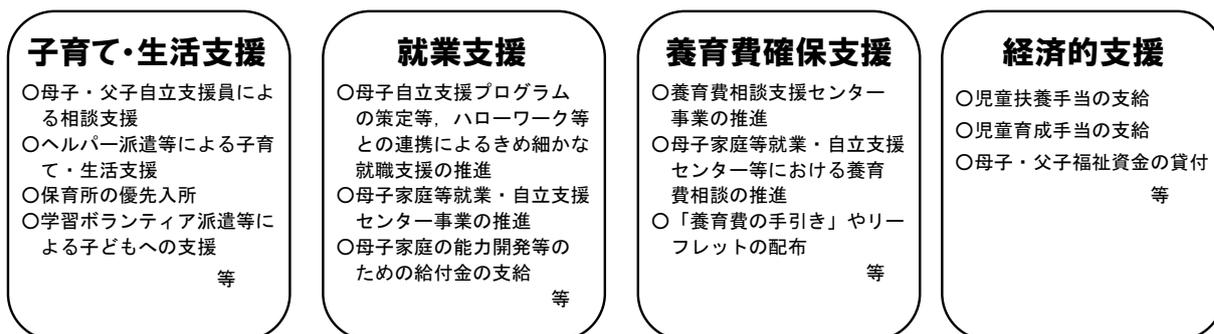
【関連事業一覧】

事業名	事業内容	所管
児童虐待防止センター	子ども自身や保護者、地域の方からの情報提供を受け付ける窓口です。児童虐待の問題について、臨床心理士・精神保健福祉士を含めた専門スタッフが電話・来所等での相談を受け、他の専門機関との迅速かつ確かな連携を図り、支援します。	すこやか
調布市要保護児童対策地域協議会	児童虐待防止に向け、関係者が一堂に会し情報交換を行うとともに、個々の事例について援助方針を検討し合う会を開催しています。また、要保護児童対策を推進するための啓発活動を行っています。	子ども政策課
ママのほんわかタイム(グループワーク)	保護者同士が育児の大変さを共有し合うことで、育児負担感が軽減できるグループワークです。虐待を未然に防ぐことを目的としています。 (1歳未満の乳幼児を持つ母を対象)	健康推進課
メッセージ(乳児健診時グループワーク)活動	ママのほんわかタイムのプレ体験ができるグループです。赤ちゃん体操や今後の育児について意見交換もしています。 (乳幼児健診来所者を対象)	健康推進課
親子のメンタルケア(たんぼぼグループ)相談	保護者同士が育児の大変さを共有し合うことで、育児負担感が軽減できるグループワークです。虐待を未然に防ぐことを目的としています。 (育児困難感を抱える親を対象)	健康推進課
母子・女性緊急一時保護	緊急に保護を要する母子または女性に対し、必要な保護と相談・援助等を行い、自立への手段を講ずるまでの応急的な支援を行います。	子ども家庭課
女性の生きかた相談	DV等女性が抱えるさまざまな悩みについて、相談者自身が問題解決の糸口を見出せるよう、面接による相談を受け付けています。必要な情報を提供する等、関係機関と連携を図りながら支援します。	男女共同参画推進課
人権について考える講演会・講座	11月25日「女性に対する暴力撤廃日」(国連)、11月12日～25日「女性に対する暴力をなくす運動」実施(内閣府男女共同参画推進本部)に合わせて、人権について考えるきっかけとなるよう講演会・講座を開催します。	男女共同参画推進課



2 ひとり親家庭等の支援

ひとり親家庭等の支援について、平成26年に母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法が一部改正され、「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策が強化されています。国においては「子育て・生活支援策」「就業支援策」「養育費の確保策」「経済的支援策」の4本柱により施策が推進されており、調布市においても、ひとり親家庭等の相談支援事業の充実を図るとともに、各種手当等の経済的な支援を引き続き実施します。



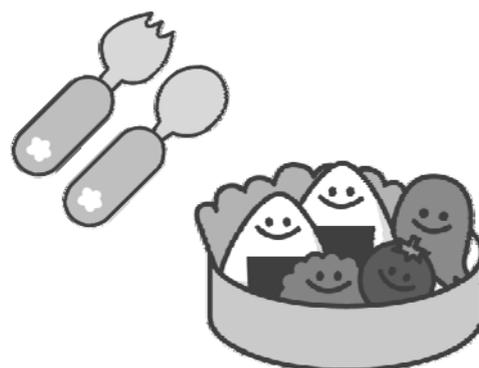
出典 厚生労働省「ひとり親家庭の支援について」

【関連事業一覧】

事業名	事業内容	所管
母子家庭等自立支援教育訓練給付金	就業を目的として、教育訓練講座を受講し、修了した方に給付金を支給します。※必ず事前に就労支援専門員への相談が必要です。	子ども家庭課
母子家庭等高等職業訓練促進給付金	就業を目的として、国家資格習得を目指している方に給付金等を支給します。※必ず事前に就労支援専門員への相談が必要です。	子ども家庭課
児童扶養手当	母子・父子家庭等の状態にあつて、18歳に達した年度の3月末日まで(中程度以上の障害がある場合は20歳未満まで)の児童を養育している方に手当を支給します。所得制限があります。	子ども家庭課
児童育成手当(育成手当)	母子・父子家庭等の状態にあつて、18歳に達した年度の3月末日までの児童を養育している方に手当を支給します。所得制限があります。	子ども家庭課
母子・父子自立支援員の配置(相談)	母子・父子家庭の皆さんが抱えている生活上の問題等の相談に、専門の相談員が対応します。	子ども家庭課
母子就労支援専門員の配置(相談)	母子・父子家庭の自立促進のため、相談を行い、就業に向けてきめ細かく支援します。	子ども家庭課

【関連事業一覧;前ページの続き】

事業名	事業内容	所管
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の要件に該当する母、父または養育者及び18歳に達する日以降最初の3月31日まで(中程度以上の障害がある場合は、20歳未満まで)の児童に、医療費の自己負担分(課税世帯は、自己負担分の一部)を助成します。(生活保護受給者、健康保険未加入者は、対象外)所得制限があります。	子ども家庭課
JR 通勤定期乗車券の割引	児童扶養手当受給世帯の方に「JR 定期乗車券購入証明書」を交付します。この証明書をJRの窓口を持参すると、通勤定期券を3割引で購入できます。	子ども家庭課
都営交通機関の無料バスの交付	児童扶養手当受給世帯の方お一人に、都営交通の無料乗車券を交付します。	子ども家庭課
上・下水道料金及び家庭ごみ・粗大ごみ処理手数料の減免	児童扶養手当受給世帯を対象に、上・下水道料金の基本料金等及び家庭ごみ・粗大ごみ処理手数料(家電リサイクル法の適用となる粗大ごみは除く)を減免します。	子ども家庭課
ひとり親家庭ホームヘルプサービス	中学生以下の児童がいる母子・父子家庭等で、日常生活に著しく支障がある場合に、一定の期間ホームヘルパーを派遣します。	子ども家庭課
単親家庭居室資金貸付	単親家庭の居宅を確保するため、賃借または建築に必要な資金の貸付を行います。	子ども家庭課
母子・父子福祉資金貸付	母子・父子家庭の生活設計の一助として、その経済的自立を助成し、併せてお子さんの福祉を増進するため、各種資金の貸付けを行います。	子ども家庭課



3 発達の遅れやかたよりのある子ども、障害のある子どもへの支援

発達に遅れやかたよりのある子ども、障害のある子ども、すべての子どもたち一人ひとりが、等しく家庭や地域で成長できるような取組みを実施し、子どもと、子どもの発達に心配のある保護者等の支援を行います。

また、調布市障害者総合計画に位置づけてある障害児支援と連携を図っていきます。

【関連事業一覧】（☆：身体障害者手帳，愛の手帳等の交付を受けていない子ども，障害等の診断がされていない子どもでも，状況に応じて利用可能な事業及び関連事業）

【関連事業一覧：通園・通所支援事業等】

事業名	事業内容	所管
☆ 発達支援事業	発達に遅れやかたよりのある子どもとその家族に対して，年齢や一人ひとりの発達に応じた専門的なグループ指導や個別指導を行うことにより，子どもの健やかな成長とその子育て家庭を支援します。グループ指導・個別指導のほか，保護者に対し勉強会，面談等を実施するとともに，子どもの通う幼稚園・保育園に対し，相談・助言を行い，連携を図ります。	子ども 発達センター
☆ 緊急一時養護事業	子ども発達センターにて，発達に遅れやかたよりのある子ども，障害のある子どもを対象として，緊急一時養護事業(日中預かり)を実施しています。	子ども 発達センター
☆ 在宅障害者(児)委託型 緊急一時保護事業	障害者(児)の家族の方が病気や所用で一時的に介護が困難になった場合に，障害者(児)本人をお預かりします。 1 宿泊保護 3箇所(重症心身障害者，身体障害者，障害児) 2 日帰り保護 1箇所	障害福祉課
☆ 障害児通園事業 (児童発達支援事業)	専門的支援を必要とする障害のある3～5歳児を対象に，児童発達支援事業を実施し，子どもの特性に応じた個別的療育プログラムを提供し，社会的能力，認知能力，運動・活動能力等の育ちを支援します。 ・定員：1日40人 ・実施時間：午前9時30分から午後2時30分 ・日数：週5日(月～金曜日)	子ども 発達センター
☆ 交流保育	通園事業利用児童が，居住区の保育園で過ごし，地域の園児とふれあう事業を実施しています。	子ども 発達センター
☆ 利用者送迎事業	調布市子ども発達センターを利用する子どもや保護者の方々の送迎を行います。	子ども 発達センター
☆ 子ども施設支援事業	子ども施設等で，配慮を必要とする子どもの成長・発達を支援するため，専門職員が訪問し，職員に関わり方や環境整備等の助言を行います。その他，子ども施設の職員向けの講習会等を開催します。	子ども 発達センター
☆ 巡回相談	学童クラブで，配慮を必要とする子どもの成長・発達を支援するため，専門職員が訪問し，職員に関わり方や環境整備等の助言を行います。	児童青少年課

【前ページからの続き】

事業名		事業内容	所管
	障害児保育	集団保育が可能な障害児を保育園でお預かりします。(園ごとに受入児童数が異なります)	子ども政策課
☆	学童クラブ障害児等送迎事業	全学童クラブ施設において、学童クラブ入会にあたり、送迎を要件とする障害児及び配慮を要する児童のうち送迎を希望する児童の学校から学童クラブへの送迎を行います。	児童青少年課
	総合福祉センター放課後等デイサービス事業	障害のある児童に日中活動の場所を提供し、音楽療法を中心に専門的な療育を行います。	障害福祉課
	在宅障害者ショートステイ事業	中学生以上の知的障害児の保護者が病気や所用、その他休養が必要となった場合等、一時的に介護が困難になった場合に、障害児本人をお預かりします。	障害福祉課
	障害福祉サービス費の支給	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス(居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所)及び計画相談支援の利用に係る費用を支給します。	障害福祉課
☆	障害児通所支援費の支給	児童福祉法に基づく障害児通所支援(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援)及び障害児相談支援の利用に係る費用を支給します。	障害福祉課

【関連事業一覧：手帳・手当等】

事業名		事業内容	所管
	心身障害児教育事業費補助金	障害児の就園及び障害児教育の充実を図るため、障害のある児童が通園している幼稚園に対し助成します。	子ども政策課
	児童育成手当 (障害手当)	身体障害者手帳1級・2級程度、愛の手帳1～3度程度、脳性麻痺または進行性筋萎縮症の障害を持つ20歳未満の児童を養育している方に手当を支給します。所得制限があります。	子ども家庭課
	特別児童扶養手当	身体障害者手帳1～3級程度、愛の手帳1～3度程度若しくは同程度の疾病、身体または精神に障害のある20歳未満の児童を養育している方に手当を支給します。所得制限があります。	子ども家庭課
	障害児福祉手当	身体障害者手帳1～2級程度の方、愛の手帳1～2度程度の方、または上記と同等の疾病・障害のある方で、一定の要件を満たす方に手当を支給します。	障害福祉課
	重度心身障害者手当	重度の知的障害と著しい精神障害を有する方、重度の知的障害と重度の身体障害を有する方、重度の肢体不自由で四肢機能障害を有し、一定の要件を満たす方に手当を支給します。	障害福祉課
	心身障害者福祉手当	身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～4度、脳性麻痺、進行性筋萎縮症の方で、一定の要件を満たす方に手当を支給します。	障害福祉課

【前ページからの続き】

事業名		事業内容	所管
	心身障害者扶養共済制度	障害者を扶養する保護者が一定の掛金を納付することにより、その保護者に万一のことがあった場合、障害者に終身一定額の年金を支給します。	障害福祉課
	身体障害者手帳 愛の手帳 精神障害者保健福祉手帳	身体障害、知的障害、精神障害のある方に障害者手帳を交付します。身分証明になるとともに、各種福祉サービスを受ける際に必要です。	障害福祉課
☆	身体障害者手帳・診断書作成料の助成	身体障害者手帳の交付(再交付)申請時に必要な診断書料金を助成します。(上限 5,000 円)	障害福祉課

【関連事業一覧:会議・計画】

事業名		事業内容	所管
☆	子ども発達センター運営会議	有識者・NPO法人親の会・通園事業父母会・子ども発達センター利用者友の会・関係課等で構成する「子ども発達センター運営会議」において、発達に遅れやかたよりのある児童または保護者等のニーズに応じることができるよう、保護者や関係機関等の意見を事業に反映させるとともに、必要な協力体制等を検討していきます。	子ども 発達センター
☆	障害児福祉教育連携会議	個別記録票i-ファイルの書式見直しや、発達に遅れやかたよりのある子どもたちへの一貫した支援について、関係機関での情報交換と共通認識・必要な協力体制の構築等を図るため連携会議を開催していきます。	子ども 発達センター
☆	地域福祉計画の策定	地域福祉を総合的に推進するため、地域福祉推進会議等を通じて検討・協議を行い、計画を策定します。	福祉総務課
☆	障害者総合計画の策定	障害者福祉を総合的に推進するため、計画策定委員会等を通じて検討・協議を行い、障害者計画(障害者基本法)及び障害福祉計画(障害者総合支援法)を策定します。	障害福祉課

【関連事業一覧:その他, 調布市のサービス】

事業名		事業内容	所管
☆	小島町歯科診療所	障害のある方で地域開業医では困難な歯科治療を行っています。	健康推進課
	ヘルプカードの配付	障害のある方が普段から身につけておくことで、緊急時や災害時、日常の困ったときに、周囲の配慮や手助けを受けやすくするためのヘルプカードを配布します。	障害福祉課
☆	i-ファイルの活用促進	医療機関、保育園、幼稚園、学校等で、児童が一貫した継続的な支援が受けられるように、今まで受けてきた支援内容をまとめて保管できるファイルです。この「i-ファイル」を保護者に配布したり関係機関に周知しています。	子ども 発達センター

【前ページからの続き】

事業名		事業内容	所管
	日常生活用具・設備改善費の給付	在宅の障害者に対して日常生活用具の購入、住宅設備の改善及び屋内移動の設備に要する費用の全部または一部を支給することによりその経済的負担を軽減します。	障害福祉課
	補装具費の支給	補装具の購入や修理に要する費用の一部を支給します。	障害福祉課
☆	中等度難聴児補聴器購入費助成金	中等度難聴児に対し、対象補聴器の購入費用を一部助成します。	障害福祉課
	訪問入浴サービス	家庭において入浴することが困難な身体障害者の自宅へ訪問入浴車を派遣し、室内で入浴のサービスを行います。	障害福祉課
☆	スクールサポーターの配置	通常の学級で特別な支援を要する児童・生徒への対応として、小・中学校全校にスクールサポーターを1人配置し対応しています。また、支援の必要な児童・生徒が増加しているため、派遣型スクールサポーターを5人配置しています。	指導室

